

不正受給を行った事業主等

(問い合わせ先)
宮崎労働局職業安定部職業対策課
助成金センター
TEL 0985-62-3125

公表日	名称	代表者名	不正受給に関与した役員等の氏名	事業概要	不正受給に係る事業所の名称	所在地	助成金の名称	支給を取り消した日	返還を命じた額	返還状況	事業主等が行った不正の行為の内容
令和4年9月30日	有限会社 協栄システムサービス	黒木 透	黒木 透	各種機器設置保守業	有限会社 協栄システムサービス	宮崎市赤江字飛江田542	雇用調整助成金	令和4年8月3日	29,402,438円	全額返還済み	休業していない日を休業させたとする、事実と異なる申請書類を提出し、当該助成金を不正に受給したものの。
令和4年11月29日	アイ・一番代社	本田 晋一	本田 晋一	代行運転業	アイ・一番代社	日向市大字富高6435番地58	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金	令和4年10月5日	11,097,120円 148,350円	一部返還済み	休業手当の一部しか支払いを行っていないにもかかわらず全額を支払ったとする申請書類、及び一部の出勤日を休業したとする申請書類を提出し、当該助成金を不正に受給したものの。
令和4年12月27日	Sea Glass 川越 ひかる	川越 ひかる	川越 ひかる	飲食店	Sea Glass 川越 ひかる	宮崎市橋通東3-2-4 サダヒロビル1F	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金	令和4年11月28日	3,846,600円 1,176,000円	納付計画策定中	一部の労働者について、支払っていない賃金を支払ったとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。
令和5年1月31日	勝田被服株式会社 第二事業部高鍋工場	勝田 泰匡	勝田 泰匡	縫製業	勝田被服株式会社 第二事業部高鍋工場	児湯郡高鍋町大字北高鍋3190-3	雇用調整助成金	令和5年1月5日	233,163,203円	全額返還済み	一部の労働者について、休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。
令和5年4月26日	合同会社 Tomohiro the world	甲斐 智大	甲斐 智大	飲食店	合同会社 Tomohiro the world	宮崎市広島1-16-1	雇用調整助成金	令和5年2月21日	2,330,232円	納付計画策定中	休業手当を支払っていないにもかかわらず、休業手当を支払ったとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。
令和5年6月30日	株式会社 りょう	吉岡 良祐	吉岡 良祐	飲食サービス業	株式会社 りょう	宮崎市広島2-5-22	雇用調整助成金	令和5年6月8日	38,408,400円	一部返還済み	従業員が休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。
令和5年8月29日	ひなたマーケティング株式会社	楠原 央望	楠原 央望	専門サービス業	ひなたマーケティング株式会社	宮崎市橋通東4-1-4 KAWAKITAビル2階	雇用調整助成金	令和5年8月3日	11,501,651円	一部返還済み	従業員が休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。

※公表は、不支給決定又は支給決定取消を行った日から起算して5年が経過する日まで行います。ただし、不正受給に係る請求金が全額納付されていない場合は、全額納付されたことを確認した日まで公表します。

不正受給を行った事業主等

(問い合わせ先)
宮崎労働局職業安定部職業対策課
助成金センター
TEL 0985-62-3125

公表日	名称	代表者名	不正受給に関与した 役員等の氏名	事業概要	不正受給に係る 事業所の名称	所在地	助成金の名称	支給を取り消した日	返還を命じた額	返還状況	事業主等が行った 不正の行為の内容
令和6年5月10日	聖賢会	戸高 俊一 (不正受給時の代表 者 戸田哲彦)	戸田 哲彦	宗教	聖賢会	宮崎市青島2丁目1-37	雇用調整助成金	令和6年4月16日	1,202,234円	一部返還済み	事実とは異なる収入を記載した虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。
令和6年6月28日	株式会社 CHALLENGER	増満 恭平	増満 恭平	飲食店	株式会社 CHALLENGER	都城市乙房町3385番地7の2	雇用調整助成金 緊急雇用安定助成金	令和6年6月10日	19,536,886円 2,602,500円	納付計画策定中	従業員が休業していないにもかかわらず、休業したとする虚偽の申請書類を作成し、当該助成金を不正に受給したものの。
(以下余白)											

※公表は、不支給決定又は支給決定取消を行った日から起算して5年が経過する日まで行います。ただし、不正受給に係る請求金が全額納付されていない場合は、全額納付されたことを確認した日まで公表します。